

○会計検査院規則第四号

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

会計検査院長 河戸 光彦

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局定員規則（昭和二十九年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。  
「千二百四十七人」を「千二百四十四人」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

○ 説 明

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則について

1 平成二十九年度予算において、会計検査院事務総局職員の定員が千二百四十七人から千二百四十四人に三人減少することから、所要の改正を行うものである。

2 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

新旧対照

◎会計検査院事務総局定員規則（昭和二十九年会計検査院規則第三号）（抄）

傍線部分が改正箇所

改正後

改正前

会計検査院事務総局の職員（非常勤職員、休職者、国際機関等に派遣されている職員、交流派遣職員及び育児休業又は配偶者同行休業をしている職員を除く。）の定員は、千二百四十四人とする。

会計検査院事務総局の職員（非常勤職員、休職者、国際機関等に派遣されている職員、交流派遣職員及び育児休業又は配偶者同行休業をしている職員を除く。）の定員は、千二百四十七人とする。